

工 事 特 記 仕 様 書

1 工 事 実 績 情 報 の 登 録

請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、受注・変更・完成時に、コリンズ・テクリスシステムから出力される「登録のための確認のお願い」等により監督員に登録内容の確認を受けたうえ、工事实績情報を登録しなければならない。登録の期限は、受注時は契約後、登録内容の変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、それぞれ 10 日以内（土日・祝日・年末年始を除く）とする。

また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土日・祝日・年末年始を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。

（登録先）

（財）日本建設情報総合センター（JACIC = ジャシック）

〒107 - 8416

東京都港区赤坂7 - 10 - 20

アカサカセブンアベニュービル4F

（財）日本建設情報総合センター内

コリンズ・テクリスセンター

TEL 03 - 3505 - 0463

FAX 03 - 3505 - 2030

URL <http://www.ct.jacic.or.jp/>